



## 金融商品取引法への対応

平成19年9月30日に、金融商品取引法の施行とともに金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）などの関連する法令の一部改正が行われました。

これらは元本割れが生じる可能性がある金融商品を購入しようとする利用者の保護が主な目的であり、金融機関がこれらの法律等で適用される金融商品の勧誘・販売にあたっては、お客さまの状況に応じた対応が求められることになりました。

### 対象となる金融商品

- 元本割れが生じるリスクがある預金（外貨預金、デリバティブ預金等）
- 国債、地方債、社債、投資信託、株式
- 投資性が強い保険（変額年金、外貨建保険等）等

## 金融商品販売に係る勧誘方針

平成13年4月より「金融商品の販売等に関する法律」が施行されました。  
当金庫は、同法律に基づき、商品の勧誘にあたっては下記の方針といたします。

### 勧誘方針

- ①当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明をいたします。
- ②金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくため、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- ③当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- ④当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- ⑤金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「金業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても、金融商品の販売等に関する法律に基づき定めた当金庫の上記「勧誘方針」を準用します。